

# (株)三井化学分析センター分析・試験受委託約款

## (目的)

第1条 この分析・試験受委託約款(以下「本約款」という。)は、委託者からの発注により株式会社三井化学分析センター(以下「MC-ANAC」という。)が受託する分析・試験(以下「本業務」という。)を遂行するために、委託者とMC-ANACとの間で締結される個別契約を円滑に履行するにあたり、共通の必要な基本的事項を定めることを目的といたします。

## (適用)

第2条 委託者及びMC-ANACは、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものといたします。

- 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相異するときは、その部分に限り、本約款の規定は、適用除外されまたは修正されたものとみなします。

## (個別契約の成立)

第3条 本業務の受委託の個別契約は、次の各号の一の時点で成立するものといたします。

- 委託者からのMC-ANAC所定の分析試験見積依頼書(以下「依頼書」という。)に基づきMC-ANACが見積書を作成の上、委託者に交付し、委託者がこれを承諾したとき
- 委託者からの注文書による申込に対し、MC-ANACが受託を承諾したとき
- 委託者からの電話等口頭による申込に対し、MC-ANACが受託を承諾したとき

## (信義誠実)

第4条 委託者及びMC-ANACは、相互の信頼のもと、互いに協力して信義を守り、誠実に個別契約を履行するものといたします。

## (委託料の支払い及び相殺)

第5条 本業務の委託料は、原則として、本業務の結果を提供した後に、MC-ANACが別に定める支払請求手続及び支払い条件に従い支払われるものといたします。

- MC-ANACから委託者に対して支払うべき債務があるときは、MC-ANACは前項の委託料と相殺することができるものといたします。

## (秘密保持)

第6条 MC-ANACは、業務の実施に必要なと委託者が考える範囲内において委託者から提供又は開示された試料及び当該試料に関する技術情報並びに業務の結果、その他業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報(以下総称して「秘密情報」という。)について、委託者の書面による事前同意なしには、これらを本業務以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号の一に該当する秘密情報についてはこの限りではありません。

- 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に既にMC-ANACが所有又は取得していたことを立証し得るもの
  - 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後MC-ANACの責めによらず公知となったもの
  - 委託者から秘密情報の提供又は開示を受けた後、MC-ANACが委託者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを立証し得るもの
2. MC-ANACは、委託者から本業務を依頼された事実につ

いて第三者に開示、漏洩しないものといたします。

- 前2項の規定に拘らず、MC-ANACが本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、MC-ANACは秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、MC-ANACは、当該再委託先に対して、MC-ANACが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
- 本条の各規定は、個別契約が締結されたときは、業務報告書提出後5年経過するまで有効とします。

## (分析の着手と結果報告)

第7条 MC-ANACは、原則として委託者と協議して定められた期間内に本業務の結果を報告書として作成し、委託者に報告するものといたします。

- 本業務の着手は、次条に定める試料がMC-ANACに提供され、到着したときといたします。
- MC-ANACは、第1項に定める報告書の写しを控として作成の上、報告書提出後3年間保管するものといたします。

## (試料等の提供、返却)

第8条 委託者は、個別契約で定められた本業務遂行に必要な試料および情報等(以下総称して「資料等」という。)をMC-ANACに無償で提供するものといたします。

- MC-ANACは、前項の試料を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、本業務の終了後は速やかに委託者に返却するものとします。ただし、予め両者間で処分方法を取決めた場合は、その方法によるものとします。

## (免責)

第9条 MC-ANACは、天災地変その他MC-ANACの責めに帰する事のできない事由により個別契約の履行が困難になったときは、これより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものといたします。

- 委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害についても、MC-ANACの本業務の方法に過失があったと認められる場合を除き、MC-ANACは一切責任を負いません。
- 前項に定めるMC-ANACの本業務の方法に過失があったと認められるときは、MC-ANACは委託者と協議の上、次に掲げるいずれかの方法により必要な補償をいたします。
  - MC-ANACの費用負担により、依頼された本業務を再実施いたします。
  - 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償いたします。
- MC-ANACは、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証するものではありません。

## (協議)

第10条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議の上決定することといたします。